

教育委員会会議 定例会

平成 28 年 9 月 13 日

提出議案綴

山梨県教育委員会

1 議 案

- 第 15 号 平成28年度9月補正予算概要
- 第 16 号 非常勤の教育職員の手当支給に関する規程の一部を改正する訓令
- 第 17 号 動産購入の件
- 第 18 号 山梨県立美術館協議会委員の委嘱・任命について
- 第 19 号 山梨県文化財保護審議会委員の委嘱について

2 報 告 事 項

- (4) 平成29年度採用山梨県立学校実習助手、寄宿舍指導員選考検査について
- (5) 平成29年度使用山梨県立学校用教科用図書採択結果について
- (6) 甲府工業高校以外の工業系高校への全日制専攻科設置方針について
- (7) 峡南地域の北部に新設する高校の設置場所・制度・学科・定員について

3 その他報告

議案第 15 号

平成 28 年度 9 月 補正 予算 (案) 概要

一般会計

【目的別】

(単位：千円)

区 分	既定予算額	補正予算額	計(A)	構成比 %	27年度9月現 計予算額(B)	構成比 %	対前年度比較 A - B	前年比 A/B %
教育委員会所管一般会計	86,157,627	243,609	86,401,236	100.0	85,865,667	100.0	535,569	100.6
第2款 総務費	203,759	0	203,759	0.2	158,559	0.2	45,200	128.5
第1項 総務管理費	203,759	0	203,759	0.2	158,559	0.2	45,200	128.5
第8款 土木費	0	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
第4項 都市計画費	0	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
第10款 教育費	85,953,868	243,609	86,197,477	99.8	85,707,108	99.8	490,369	100.6
第1項 教育総務費	14,531,492	0	14,531,492	16.8	14,300,205	16.7	231,287	101.6
第2項 小学校費	26,058,986	0	26,058,986	30.3	26,637,162	31.0	△578,176	97.8
第3項 中学校費	15,940,962	0	15,940,962	18.4	16,126,185	18.8	△185,223	98.9
第4項 高等学校費	18,558,285	0	18,558,285	21.5	18,041,131	21.0	517,154	102.9
第5項 特別支援学校費	7,502,604	0	7,502,604	8.7	6,995,214	8.1	507,390	107.3
第6項 社会教育費	2,200,244	0	2,200,244	2.5	2,314,195	2.7	△113,951	95.1
第7項 保健体育費	1,161,295	243,609	1,404,904	1.6	1,293,016	1.5	111,888	108.7

【性質別】

(単位：千円)

区 分	既定予算額	補正予算額	計(A)	構成比 %	27年度9月現 計予算額(B)	構成比 %	対前年度比較 A - B	前年比 A/B %
1 消費的経費	82,165,130	0	82,165,130	95.1	83,136,807	96.8	△971,677	98.8
人件費	74,119,513	0	74,119,513	85.8	75,442,737	87.8	△1,323,224	98.2
(委員等報酬)	879,854	0	879,854	1.0	889,165	1.0	△9,311	99.0
(職員給)	65,365,329	0	65,365,329	75.7	66,294,511	77.2	△929,182	98.6
(退職金)	7,756,512	0	7,756,512	9.0	8,146,249	9.5	△389,737	95.2
(その他)	117,818	0	117,818	0.1	112,812	0.1	5,006	104.4
物件費	4,700,255	0	4,700,255	5.4	5,037,589	5.9	△337,334	93.3
維持補修費	90,756	0	90,756	0.1	91,952	0.1	△1,196	98.7
扶助費	649,417	0	649,417	0.8	579,219	0.7	70,198	112.1
補助費等	2,605,189	0	2,605,189	3.0	1,985,310	2.3	619,879	131.2
2 投資的経費(普通建設)	3,977,230	243,609	4,220,839	4.9	2,712,457	3.2	1,508,382	155.6
補助事業	555,553	0	555,553	0.6	286,233	0.3	269,320	194.1
単独事業	3,421,677	243,609	3,665,286	4.2	2,426,224	2.8	1,239,062	151.1
3 貸付金	3,864	0	3,864	0.0	4,200	0.0	△336	92.0
4 繰出金	11,403	0	11,403	0.0	12,203	0.0	△800	93.4
5 投資及び出資金	0	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
合 計	86,157,627	243,609	86,401,236	100.0	85,865,667	100.0	535,569	100.6

【提案理由】

一般会計歳入歳出予算の総額を 243,609千円増額し、歳入歳出それぞれ 86,401,236千円としたい。
これが、この案件を提出する理由である。

平成 28 年度 9 月 補 正 予 算 (案) 概 要

(単位：千円)

課室名	事業名等	予 算 額 (財 源)	事 業 の 概 要		
国体推進室	第73回国民体育大会冬季大会開催準備費	243,609	大会の開催に向け、老朽化した小瀬スポーツ公園アイスアリーナの設備等の更新を行う。		
		(諸収入 173,117)			
		(県 債 51,000)			
		(県 費 19,492)	当初予算額	補正額	計
			94,759	243,609	338,368

繰越明許費

(単位 千円)

款	項	補 正 後	
		事 業 名	金 額
10 教育費	7 保健体育費	競技スポーツ振興費	243,609

議案第16号

非常勤の教育職員の手当支給に関する規程の一部を改正する訓令

提案理由

非常勤の教育職員の手当について、一般職員との均衡を考慮して手当額を改定する必要がある。

訓令の概要

教育庁福利給与課

題 名	非常勤の教育職員の手当支給に関する規程の一部を改正する訓令
趣 旨	非常勤の教育職員の手当について、一般職員との均衡を考慮して手当額を改定する必要がある。
内 容	<p>別表（第二条関係）</p> <p>勤務1時間当たりの手当額を次のとおり改定する。</p> <p>(1) 大学の教授及び准教授、医師、該当教諭専修、一種又は二種免許状所有者 現行 2,780円/時間 → 2,790円/時間 (+10円、+0.36%)</p> <p>(2) 大学の助教及び助手、(1)以外の教員免許状所有者 現行 2,440円/時間 → 2,450円/時間 (+10円、+0.41%)</p>
施行期日	平成28年10月1日から施行する。
留意点	なし
参考事項	なし

庁 中 一 般

教 育 事 務 所

県 立 学 校

公 立 小 学 校

公 立 中 学 校

非常勤の教育職員の手当支給に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める

平成二十八年九月 日

山梨県教育委員会

教育長

非常勤の教育職員の手当支給に関する規程の一部を改正する訓令

非常勤の教育職員の手当支給に関する規程（昭和二十八年山梨県教育委員会訓令甲第

三号)の一部を次のように改正する。

別表中「二、七八〇円」を「二、七九〇円」に、「二、四四〇円」を「二、四五〇円」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十八年十月一日から施行する。

非常勤の教育職員の手当支給に関する規程新旧対照表

新

旧

別表(第二条関係)

資格の内容	一時間当たりの 手当額	備考
大学の教授及び准教授	二、七九〇円	
大学の助教及び助手	二、四五〇円	
右以外にして該当学校の該当教諭専修、一種又は二種免許状所有者	二、七九〇円	
右以外の教員免許状所有者	二、四五〇円	
医師	二、七九〇円	視覚障害者である生徒に対する教育を主として行う特別支援学校において解剖学、生理学、病理学、衛生学、症候概論の講座を担当するものに限る。

別表(第二条関係)

資格の内容	一時間当たりの 手当額	備考
大学の教授及び准教授	二、七八〇円	
大学の助教及び助手	二、四四〇円	
右以外にして該当学校の該当教諭専修、一種又は二種免許状所有者	二、七八〇円	
右以外の教員免許状所有者	二、四四〇円	
医師	二、七八〇円	視覚障害者である生徒に対する教育を主として行う特別支援学校において解剖学、生理学、病理学、衛生学、症候概論の講座を担当するものに限る。

議案第17号

動産購入の件

提案理由

工業系高校において、地域産業が必要とする技術者を育成するため、技能検定に対応したフライス盤を購入する。

動産購入の概要

教育庁高校教育課

題名	動産購入の件
趣旨	工業系高校において、地域産業界が必要とする技術者を育成するため、技能検定に対応したフライス盤を購入する。
内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 購入機器 ひざ形立てフライス盤 12台 ○ 購入機器の仕様 技能検定機械加工(フライス盤作業)で使用されている機種と同機種とする。なお、相当品は、操作方法が異なり実技指導上、不適切であるため相当品は不可とする。 ○ 所有者 清水工機株式会社(南アルプス市上諏訪750番地) ○ 購入予定価格 106,401,600円(税込) ○ 導入校 工業系高校6校 内 訳：韮崎工業高等学校3台、甲府工業高等学校3台、 甲府城西高等学校1台、峡南高等学校1台、 都留興譲館高等学校2台、富士北稜高等学校2台 ○ 購入理由 <ul style="list-style-type: none"> ・機械電子産業が中心となっている本県の製造業においては、フライス盤の加工技術を持った人材が求められている。そのため、国家資格である技能検定機械加工(フライス盤作業)3級の取得を推進し、地域企業にフライス盤の加工技術を持った人材を供給していくことが必要である。 ・しかしながら、現在、各工業系高校で使用しているフライス盤の老朽化が激しく、精度の高い切削加工ができない状況等にあるため、工業系高校における技能検定機械加工(フライス盤作業)への対応が課題となっている。 ○ 導入効果 <ul style="list-style-type: none"> ・工業系高校生の技能検定機械加工(フライス盤作業)3級合格者の増加 ・地域企業が求めるフライス盤の加工技術を持った人材、やまなしの基幹産業の担い手の増加
留意点	議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第三条の規定により、議会の議決を経る必要がある。
参考事項	なし

する理由である。
する条例第三条の規定により、議会の議決を経る必要がある。これが、この提案を提出

議案第18号

山梨県立美術館協議会委員の委嘱・任命について

博物館法（昭和26年法律第285号）及び山梨県附属機関の設置に関する条例（昭和60年山梨県条例第3号）に基づき、山梨県立美術館協議会委員を次のとおり委嘱・任命する。

山梨県立美術館協議会委員の氏名（別紙）

提案理由

山梨県立美術館協議会委員の任期が平成28年9月30日で満了するので、新委員を委嘱・任命する必要がある。

山梨県立美術館協議会委員の委嘱・任命について

1 根拠法令等

博物館法（昭和26年法律第285号）及び山梨県附属機関の設置に関する条例（昭和60年山梨県条例第3号）により設置

2 職 務

博物館法第20条第2項の規定による山梨県立美術館の運営に関する事項の調査審議及び意見の具申に関する事務

3 組 織

(1) 委員の定数

15人以内

(2) 委員の要件

ア 学校教育の関係者

イ 社会教育の関係者

ウ 家庭教育の向上に資する活動を行う者

エ 学識経験のある者

(3) 委員の任期

2年

4 今回の委嘱・任命について

(1)山梨県立美術館協議会委員の任期満了による新委員の委嘱・任命：15名

(2)任期：平成28年10月1日～平成30年9月30日

議案第19号

山梨県文化財保護審議会委員の委嘱について

山梨県文化財保護条例（昭和31年山梨県条例第29号）第54条の規定により、山梨県文化財保護審議会委員を次のとおり委嘱する。

山梨県文化財保護審議会委員の氏名（別紙）

提案理由

山梨県文化財保護審議会委員の任期が平成28年9月30日で満了するので、新委員を委嘱する必要がある。

「文化財保護審議会」委員の委嘱について

1 根拠法令等

文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び山梨県文化財保護条例（昭和31年山梨県条例第29号）により設置

2 職 務

山梨県教育委員会の諮問に応じて、文化財の指定及び解除、文化財の保存に関する重要事項について調査審議し、並びにこれらの事項に関して県教育委員会に建議する。

3 組 織

(1) 委員の定数

20人以内

(2) 委員の要件

ア 学識経験のある者

イ 関係行政機関の職員

(3) 委員の任期

2年

4 今回の委嘱・任命について

(1) 任期満了による委嘱 委嘱：19名（うち新規委嘱1名）

(2) 任期：平成28年10月1日～平成30年9月30日

(平成28年9月13日 定例教育委員会)

課 名 高校教育課

件名	平成29年度採用山梨県立学校実習助手， 寄宿舍指導員選考検査について
経緯	<p>昨年度の状況</p> <p>平成28年度採用山梨県立学校実習助手， 寄宿舍指導員選考検査 (平成27年度実施)</p> <p>1 選考検査種別 実習助手（農業，工業） 寄宿舍指導員</p> <p>2 志願書の提出期間 平成27年10月26日～10月28日</p> <p>3 検査 平成27年11月14日（土）・15日（日） 山梨県立甲府城西高等学校</p> <p>4 検査通過者発表 平成27年12月18日</p>
内容	<p>平成29年度採用</p> <p>山梨県立学校実習助手， 寄宿舍指導員選考検査実施要項の概要</p> <p>1 受検資格</p> <p>① 地方公務員法第16条の欠格条項に該当しない者</p> <p>② 昭和52年4月2日以降に出生し，高等学校卒業以上の学歴を有する者</p> <p>2 選考検査種別 実習助手（農業，工業） 寄宿舍指導員</p> <p>3 採用予定数 いずれも若干名</p> <p>4 志願書の提出期間及び提出先 期 間 平成28年10月24日（月）～10月26日（水） 提出先 教育庁高校教育課</p> <p>5 検査 期 日 平成28年11月12日（土）・13日（日） 会 場 山梨県立甲府第一高等学校 内 容 一般教養，専門教養，適性検査，作文，面接</p> <p>6 通過者発表 平成28年12月下旬</p> <p>・平成29年度採用山梨県立学校実習助手・寄宿舍指導員選考検査実施要項及び志願書等は，平成28年10月上旬から配付予定</p>

(平成 28 年 9 月 13 日 定例教育委員会)

課 名

高 校 教 育 課

件名 平成 29 年度使用山梨県立学校用教科用図書採択結果について

経緯

○採択権限について

- ・公立学校で使用する教科書の採択権限は、その学校を設置する市町村や都道府県の教育委員会にある。(「地教行法」第 23 条第 6 号)
- ・本県では、県立学校の教科用図書の採択を教育長に委任している。(「県教育委員会委任規則」第 2 条)

○採択に至る経緯

- ・教科書採択の適正な実施を図るため、教科書制度の概要や校内教科書採択研究委員会の調査研究等への指導・助言を行うとともに、採択希望教科書需要票と選定理由書の提出を求めた。
- ・特別支援学校の小・中学部については、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」に基づき、「山梨県教科用図書選定審議会」の答申を踏まえた指導・助言を行った。
- ・一般図書* (特別支援学校・学級用) に関しても、上記選定審議会が作成した「特別支援学校及び特別支援学級における教科用図書採択参考資料」(文科省作成「一般図書一覧」を参考)を各学校に提示し、児童生徒の実態等を考慮した選定を求めた。
- ・各学校から提出された採択希望については、各担当指導主事が審査を行った。

内容

○平成 29 年度使用教科用図書については、総計 1,110 種の教科書及び一般図書が平成 28 年 8 月 31 日付けで教育長により採択された。

(1) 高等学校及び特別支援学校高等部使用
検定済教科書：505 種 163,484 冊 ※一覧は別紙資料①

(2) 特別支援学校使用
小・中学部使用 検定済教科書：99 種 文科省著作教育書：100 種
一般図書：394 種
高等部使用 一般図書：12 種 540 冊 ※一覧は別紙資料②

○採択した教科用図書等の需要数は、次の日程で文部科学大臣へ報告する。

- ・特別支援学校 小中学部：9/16 まで (一般図書は 9/30 まで)
- ・高校及び特別支援学校高等部：10/31 まで

○採択された教科用図書の一覧は高校教育課ホームページ上で公開。選定理由書については、高校教育課において一般の閲覧が可能である。

*「一般図書(特別支援学校・学級用)」

学校教育法附則第 9 条の規定により選定される教科用図書のことで、教科用図書として発行されたものではない一般図書の中から教科用図書の代わりに使える図書をさす。これによって、特別支援学校などで、児童生徒の障害の種類や程度等に応じて、教科用図書以外の一般図書を教科用図書として使うことができる。

教科書制度の概要

(概要)

1 教科書の定義

この法律において「教科書」とは、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及びこれらに準ずる学校において、教育課程の構成に応じて組織排列された教科の主たる教材として、教授の用に供せられる児童又は生徒用図書であつて、文部科学大臣の検定を経たもの又は文部科学省が著作の名義を有するものをいう。(教科書の発行に関する臨時措置法(発行法)第2条)

2 教科書の使用義務

「小学校においては、文部科学大臣の検定を経た教科書又は文部科学省が著作の名義を有する教科書を使用しなければならない。」(学校教育法第34条)

この規定は、中学校、高等学校、特別支援学校にも準用される。(学校教育法第49条、第62条、82条)

3 教科書の種類

- ・ 文部科学省の検定を経た教科書(文部科学省検定済教科書)
- ・ 文部科学省が著作に名義を有する教科書(文部科学省著作教科書)
- ・ 高等学校及び特別支援学校等において、適切な教科書がないなど特別な場合は、この他の図書(一般図書)を使用することができる。

4 教科書が使用されるまでの流れ

(1) 編集

教科書発行者による教科書の著作・編集が基本。

学習指導要領、教科用図書検定基準等をもとに、創意工夫を加えた図書を作成し、検定申請する。

(2) 検定

検定申請された図書は文部科学省内の教科書調査官の調査に付されるとともに、文部科学大臣の諮問機関である教科用図書検定調査審議会に諮問される。

審議会からの答申を受け、文部科学大臣はこの答申に基づき検定を行う。教科書として適切か否かの審査は、教科用図書検定基準に基づいて行われる。

(3) 採択

検定済教科書は、通常、一種目について数種類存在するため、この中から学校で使用する種類の教科書が決定(採択)される必要がある。

採択の権限は、公立学校については所管の教育委員会に、国・私立学校については、校長にある。採択された教科書の需要数は、文部科学大臣に報告される。

(4) 発行(製造・供給)及び使用

文部科学大臣は、報告された教科書の需要数の集計結果に基づき、各発行者に発行すべき教科書の種類及び部数を指示する。

この指示を承諾した発行者は、教科書を製造し、供給業者に依頼して各学校に供給する。供給された教科書は、児童・生徒の手に渡り、使用される。

(5) 教科書の無償給与

国・公・私立の義務教育諸学校(小・中学校及び特別支援学校の小・中学部)で使用される教科書については、全児童・生徒に対し、国の負担によって無償で給与される。

高等学校の教科書の検定・採択の周期

年度(平成)	21	22	23	24	25	26	27	28	29
主に低学年	◎	△	○○	△	○		◎	△	○
主に中学年		◎	△	○○	△	○		◎	△
主に高学年	○		◎	△	○○	△	○		◎

◎ 検定年度

△ 前年度の検定で合格した教科書の初めての採択が行なわれる年度

○ 使用開始年度(高校は毎年採択替え)

高等学校学習指導要領(平成 21 年文部科学省告示)...平成 25 年度から学年進行により実施予定
 ※数学及び理科は平成 24 年度学年進行により実施し、検定については平成 22 年度から実施

(検 定)

1 検定の趣旨

(1) 検定の意義

教科書検定制度は、教科書の著作・編集を民間に委ねることにより、著作者の創意工夫に期待するとともに、検定を行うことにより、適切な教科書を確保することをねらいとして設けられている。

(2) 検定の必要性

小・中・高等学校の学校教育においては、国民の教育を受ける権利を実質的に保障するため、全国的な教育水準の維持向上、教育の機会均等の保障、適正な教育内容の維持、教育の中立性の確保などが要請される。文部科学省においては、このような要請にこたえるため、小・中・高等学校の教育課程の基準として学習指導要領を定めるとともに、教科の主たる教材として重要な役割を果たしている教科書について検定を実施している。

(3) 検定の時期

検定は、それぞれの教科書について、おおむね4年ごとの周期で行われる。文部科学大臣は、検定を行うに当たっては、その前年度に検定の申請を行うことができる図書の種目及び期間を告示することとしている。

2 検定の方法

(1) 教科用図書検定基準に基づく検定

文部科学省は、あらかじめ検定における審査の基準として義務教育諸学校教科用図書検定基準及び高等学校教科用図書検定基準を定め、これを告示する。

検定基準は、検定審査の基本方針である総則のほか、各教科共通の条件と各教科固有の条件から成り立ち、それぞれの条件は、「範囲及び程度」、「選択・扱い及び組織・分量」、「適正性及び表記・表現」の3つの観点に整理して示される。

(2) 教科用図書検定審議会の答申に基づく検定

審議会の審査に先立ち、検定申請のあった図書について、調査員及び教科書調査官の調査が行われる。

審議会においては、調査員及び教科書調査官が調査した結果並びに委員自ら調査した結果を総合して審査される。

(3) 検定結果の公表

平成3年度から、申請図書の公開、検定意見の概要の公表を実施している。

平成27年度教科書検定結果については、全国7カ所の公開会場において、関係資料を展示する公開事業を実施した。その他、文部科学省ホームページにおいても、適宜検定結果等についての情報を公開している。

※教科書検定結果の公開についてのホームページアドレス

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoukasho/main3_a2.htm

(採 択)

1 採択の方法

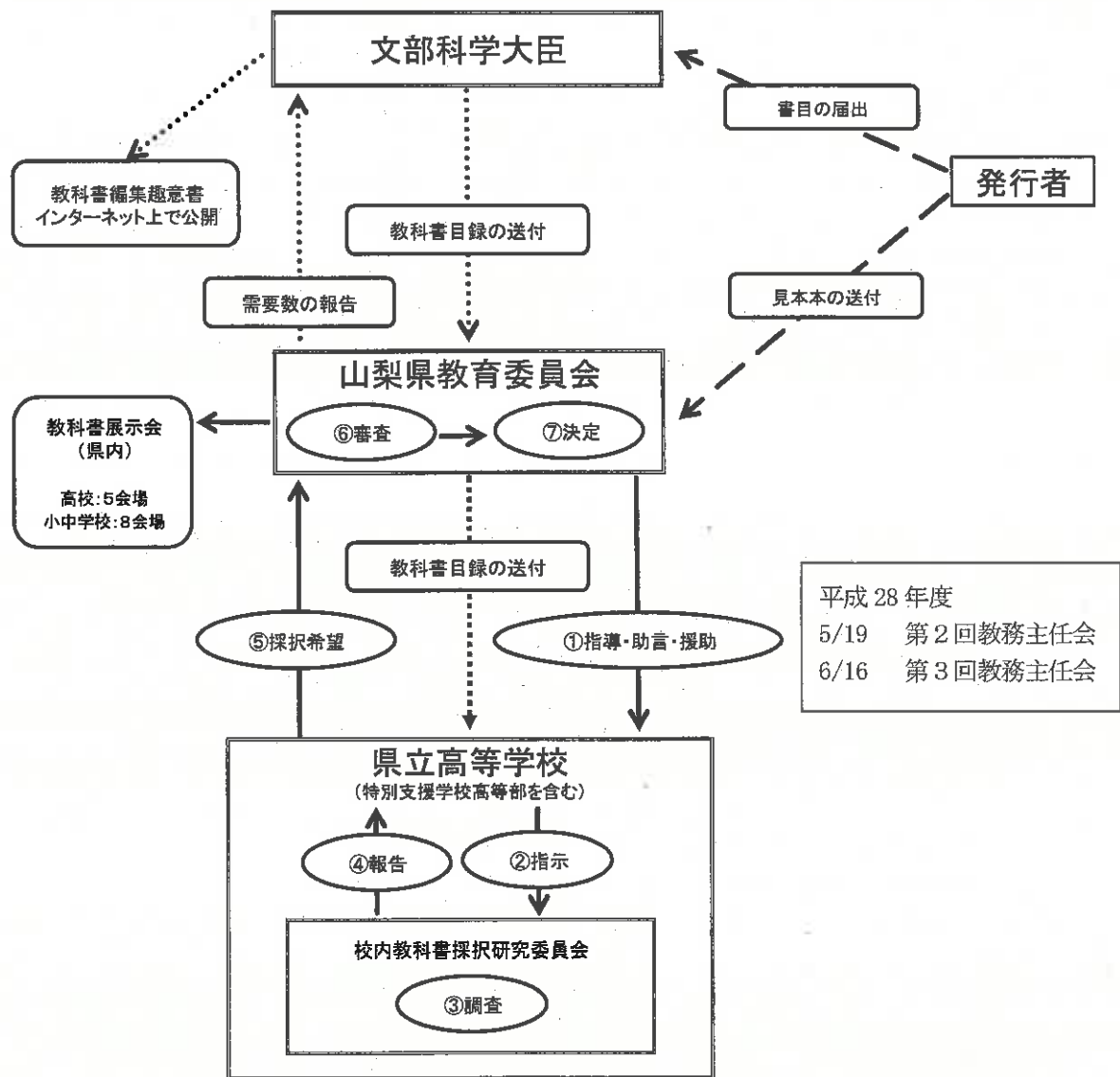
(1) 採択の権限

採択の権限は、公立学校で使用される教科書については、その学校を設置する市町村や都道府県の教育委員会にある。また、国・私立学校で使用される教科書の決定の権限は校長にある。

(2) 採択の方法

義務教育である小・中学校（特別支援学校の小・中学部を含む。）の教科書については「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」によって定められている。

高等学校の教科書の採択方法については法令上、具体的な定めはないが、各学校の実体に即して、公立の高等学校については、採択の権限を有する所管の教育委員会が採択を行っている。



(3) 採択の時期

採択の時期は、義務教育諸学校用教科書については、8月31日までに行う。高等学校用教科書については、法令上定めはないが、ほぼ同じ時期に採択を行う。

(公正確保)

1 独占禁止法による規制

発行者が適正な範囲で宣伝活動を行うよう、公正取引の確保の見地から独占禁止法による規制が行われている。具体的には、同法に基づく公正取引委員会告示「教科書業における特定な不正な取引方法」により金銭・物品の提供、中傷・ひぼう等が禁止されている。

2 文部科学省による指導

上記の規制を踏まえ、公正な採択が確保されるよう、発行者だけでなく採択関係者に対しても指導を行っている。

- (1) 見本は、一定の制限部数内で教育委員会や教科書展示会へ送付できる。教師用指導書及び検定申請図書(白表紙本)の献本等は一切禁止する。
- (2) 発行者が主催し又は関与する講習会、研究会等の開催は一切禁止する。
- (3) 文部科学省が教科書編集趣意書を作成・配布する一方、各発行者の作成する宣伝用パンフレット等の配布は極力自粛を求める。
- (4) 採択関係者に影響力を有する教職関係者等を宣伝活動に従事させることを禁止する。その他の宣伝従事者についても削減に努めるよう指導する。また、教科書の編集者・著作者が採択に関与することを排除する。

3 教科書業界における自粛措置

教科書業界においては、公正確保に関する諸規制が円滑に実施されるよう、教科書発行者、教科書供給業者等により、「教科書公正取引協議会」が設立されている。本会は、構成取引に関する調査・研究を行い、構成取引委員会の特殊指定等準拠した「教科書公正取引実施細則」を定めている。

また、社団法人教科書協会も、教科書の宣伝自粛に関する申し合わせを行い、宣伝自粛に努めている。

(採択から発行まで)

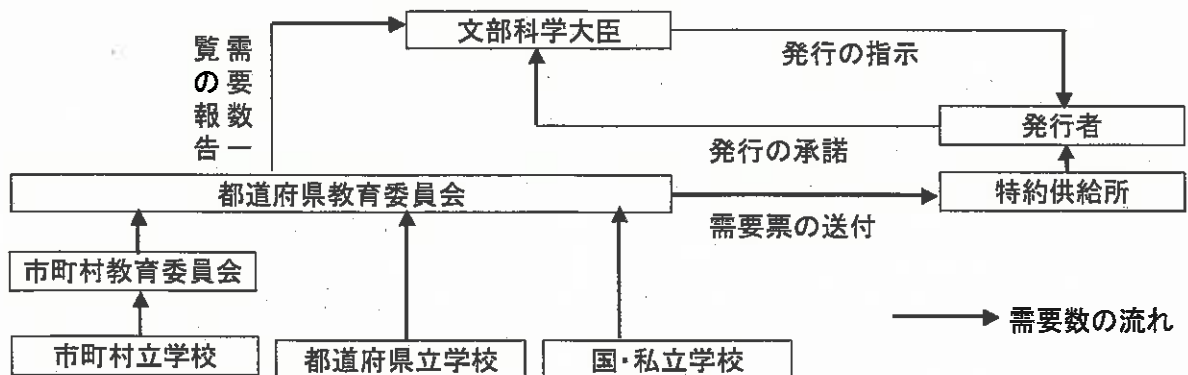
需要数の報告

教科書が採択されると、必要となる教科書冊数(需要数)が市町村教育委員会や各学校長から都道府県教育委員会に報告される。

都道府県教育委員会は、これを取りまとめ教科書需要集計一覧表を作成し、10月31日までに、文部科学大臣に報告するとともに、発行者にも需要数を送付する。

文部科学大臣は、都道府県から報告された教科書の需要数を集計し、これに基づいて発行者に発行すべき教科書の種類及び部数を指示する。

この指示を承諾した者は、教科書を発行し、これを各学校まで供給する義務を負う。



○定時制・通信制課程の教科書の給与について

高等学校定時制課程教科書給与費及び通信制課程教科書学習書給与費補助実施要項(昭和58年5月30日、平成14年4月1日一部改正)によって、「有職生徒のうち給与を希望する者」等に対して補助が行われている。

(平成28年9月13日定例教育委員会)

課室名

新しい学校づくり推進室

<p>件名</p>	<p>甲府工業高校以外の工業系高校への全日制専攻科設置方針について</p>
<p>経緯</p>	<p>○ 経緯</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年7月26日 甲府工業高等学校専攻科検討委員会から中間報告書(甲府工業高校専攻科の教育内容)を受理 ・平成28年7月27日 定例教育委員会において、中間報告書の内容を踏まえ、甲府工業高校専攻科の学科、定員、教育概要を決定 (8月のオープンスクール等において、中学3年生及びその保護者に周知) ・平成28年9月2日 中間報告書に他地域の工業系高校への専攻科設置に係る委員の意見を追加した「最終報告書」を受理
<p>内容</p>	<p>最終報告書の内容を踏まえ、他地域の工業系高校への専攻科設置の考え方を次のとおりとする。</p> <p>甲府工業高校に設置する専攻科の実績及び生徒や企業のニーズ、企業の協力体制、地域性等を踏まえて検討する。</p>

(参考) 他地域への工業系高等学校専攻科の設置について

平成28年3月25日に、富士吉田市他5町村の首長及び議長から、「北富士工業高校を前身とする富士北稜高校において、2年制の専攻科を設置し、高校の3年間と合わせた5年間のより高度な専門教育を一貫して行える体制を整備すること。」を求める旨の要望書が知事及び教育長に対し提出された。これも踏まえ、甲府工業高校以外の他地域の工業系高校への専攻科を設置することについて本検討委員会で意見交換を行った。

その概要は、甲府工業高校に設置される専攻科の実績や、生徒及び企業のニーズ、企業による協力体制、地域性等を踏まえて他地域への専攻科設置の是非を検討していくこと、時期は、甲府工業高校専攻科をモデルとし、その修了生を企業に送り出した後とするものの2点に集約された。

(主な意見)

- 富士・東部地域では産短大と都留興譲館高校、富士北稜高校との連携がうまくいっている。産短大は職業訓練校と高等教育機関の性格を持つが、後者の関係で成果を出している。専攻科を作った場合、これとの棲み分けが課題である。
- 甲府工業高校と異なり、富士北稜高校を取り巻く企業のバックアップ体制の確保も今後の導入に当たっての重要な課題となる。
- 専攻科では、まずは少数ではあっても精鋭を育てていくことで議論がまとまった。甲府工業高校専攻科でこんな人材が育成できるという姿をまず見せて、他地域への設置も考えていくことがベターではないか。

(平成28年9月13日定例教育委員会)

課室名

新しい学校づくり推進室

件名	<p>峡南地域の北部に新設する高校の設置場所・制度・学科・定員について</p>
経緯	<p>○平成27年8月 峡南地域の5町において、峡南地域県立高校再編整備地域説明会を開催 ① 増穂商業高校、市川高校、峡南高校の3校を統合・再編して北部配置校とし、身延高校を南部配置校とする。 ② 北部配置校は、普通科、工業系学科、商業系学科の3学科で構成する総合制高校とし、全ての学科を単位制とする。 ③ 配置場所は、増穂商業高校、市川高校、峡南高校の3校に現在通学している生徒の通学距離や時間、利便性を総合的に勘案し、身延線沿線の市川三郷町内とする。以上の3点を再編整備案の概要として提示し、意見を聴取</p> <p>○平成28年6月～9月 峡南地域の北部配置校に関する地域会議（3回実施） ① 設置場所 ② 学科 ③ 定員 ④ 整備スケジュール 以上の4点について具体案を提示し、意見を聴取</p>
内容	<p>峡南地域の北部に新設する高校の設置場所・制度・学科・定員は、次のとおりとする。 (別紙参照)</p> <p>【設置場所】 市川高校の現在地を核とする場所に整備する。 (理由)・学校施設の老朽化に対応し、教育環境の早期確保ができる。 ・交通の利便性が確保できる。 ・安全安心な通学環境が整っている。</p> <p>【制度】 単位制の総合制高校とする。 (理由)・教員の単位制加配により、多くの選択科目が設定可能 ・より多くの部活動顧問、専門科目の担当教員の配置が可能 ・自主性・主体性の育成</p> <p>【設置学科】 普通科、商業科、工業科の3学科を設置する。 ・商業科については、会計ビジネス科(仮称)、情報ビジネス科(仮称)を設置 ・工業科については、機械電子技術科(仮称)、建設科(仮称)を設置 (理由)各校の伝統・特色を継承・深化させる。</p> <p>【定員】 普通科140名程度、商業科80名程度、工業科60名程度の合計280名程度とする。 (理由)各校の定員充足状況、進路希望調査、県内産業界への人材供給等を考慮</p> <p>【整備スケジュール】 開校時期は、平成32年4月とする。今後3校の教員で構成する「作業部会」を設置し、教育課程等の具体的検討を進める。</p>

峡南・北部配置校の再編整備(案)

の理念
育成する人材

- ① 自立、協働、創造の精神を有する人材
- ② 主体性を持ち、グローバルな視点で地域の未来を考えることができる人材
- ③ 予測困難で、複雑に、激しく変化する社会を生き抜く力を持つ人材

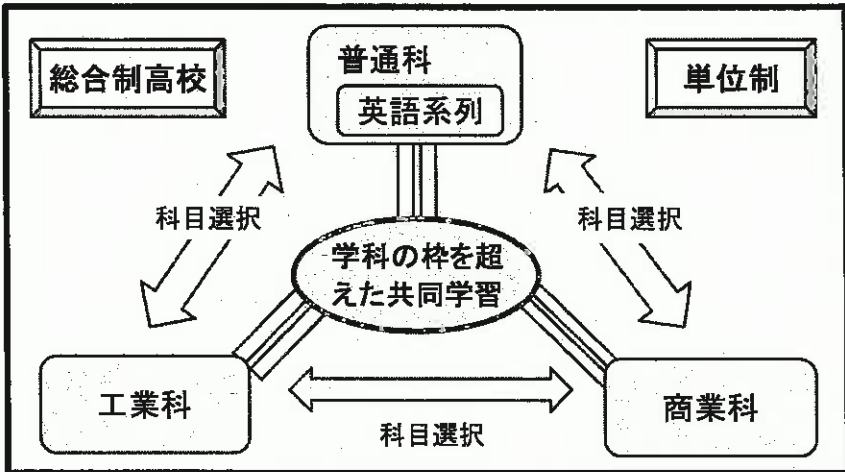
開校時期(予定):平成32年度

市川高校

- ・ きめ細やかな進学指導
- ・ 英語科のグローバル教育

峡南高校

- ・ ニーズに応える工業教育
- ・ 工業のスペシャリストの育成



増穂商業高校

- ・ 資格取得等の実践的な商業教育
- ・ 商業のスペシャリストの育成

設置候補地



北部配置校の学科・定員

市川高校

- 普通科
- 英語科

増穂商業高校

- 商業科
- 情報処理科

峡南高校

- 電子機械科
- クラフト科
- 土木システム科

普通科((仮称)英語系列など)
140名程度
一般教養を高め、将来の進路実現のために必要な基礎的能力を育成。英語系列では、高度な英語運用能力を使って国際的に活躍できる人材を育成

商業科
80名程度
((仮称)会計ビジネス科)
企業における経理・会計、簿記や、ビジネス活動に必要なコミュニケーション能力を中心に育成
((仮称)情報・流通ビジネス科)
コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報機器を多く取り入れた授業を通して、情報処理、

工業科
60名程度
((仮称)機械電子技術科)
金属加工や機械制御を中心とした工業の基礎的・基本的な技術・技能等を中心に育成
((仮称)建設科)
建設・土木に関する基礎的な知識と技術・技能等を中心に育成

北部配置校定員 計280名程度

